

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	財務部 納税課
報告書ページ	37 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	国民健康保険税の収納状況と徴収方法並びに滞納管理 ①国民健康保険税の収納率について 令和6年2月公表の福島県国民健康保険運営方針によれば、保険料水準の統一のため、令和11年度までに現年課税分については被保険者数3万人以上の市町村では96.88%、滞納繰越分については20%という目標収納率が示されている。令和5年度の福島市の収納率は、現年課税分94.94%及び滞納繰越分20.21%であり、目標収納率達成に向けて収納率向上施策を徹底して収納率向上に努めていただきたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 令和5年度国民健康保険税の収納率について、令和7年度までの中間目標収納率は達成しており、福島県国民健康保険運営方針で設定する最終目標収納率を目指しているため。 〔措置した内容と時期〕 目標収納率達成に向けて、市政だより、SNS、ホームページ、懸垂幕など多様な広報手段を利用して、納期限の周知、口座振替及びキャッシュレス納付の利用を促し、納期内納付の向上に努めてまいります。 また、納期限までに納付が確認されない場合は督促状を送付し、その後も未納が続く滞納者については、文書催告や電話催告を行うなど早期滞納解消を目指すとともに財産調査を徹底し、より効率的な滞納整理を行うことによって、収納率の向上に努めてまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	財務部 納税課
報告書ページ	38 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	国民健康保険税の収納状況と徴収方法並びに滞納管理 ②資格証明書等の交付判断について 令和6年12月で短期被保険者証は廃止されたが、被保険者資格証明書の交付の仕組みは、今後は「特別療養費の支給に関する事前通知」に代えて継続される予定であり、当然、市の要綱や業務フローも改訂されるが、その際、要綱の要件に関しては、特別の事情の有無の認定の解釈、前述した市独自の判断基準の取り扱い等も含め、実情に見合った要件を定め文書化すべきである。また、当該要件に沿って、滞納者に対する対応を行った場合には、その判断に至った根拠を所管部署内で稟議決裁すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 法改正により、令和6年12月に短期被保険者証が廃止されたことに伴い、要件整理など要綱を策定する必要があった。 〔措置した内容と時期〕 必要な事項を定めた国民健康保険税滞納者に係る措置の実施要綱を策定いたしました。 特別な事情の認定、市独自の判断基準の取り扱い等も含め、要綱の基準に照らし合わせ適正に運用してまいります。 発議決裁については、国保年金課と納税課で合議するなど情報共有を図ります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年6月25日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	39 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	国民健康保険税の収納状況と徴収方法並びに滞納管理 ③資格証明書交付者の高額療養費等申請時のチェックについて 比較的多額な高額療養費等の申請による給付も保険給付であるが、その場合、資格証明書交付者の申請については、チェックを掛けていないとのことである。今後は、そのような場合も納付交渉の機会と捉えチェックを掛ける体制構築が望まれる。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 資格証明書交付者が申請に訪れた際の、徴収担当課との連絡体制が明確になっていなかったため。 〔措置した内容と時期〕 「福島市国民健康保険税滞納者に係る措置の実施要項」を改正、新たに事務フローを整備し、令和7年度より資格証明書交付者が高額療養費等の申請に訪れた際に徴収担当課へ案内する体制を構築した。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年6月25日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	45 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	保険給付及び医療費適正化 ①データ表作成にあたっての確認について 不正・不当利得請求の推移について監査を行った際に金額集計の誤りが発見された。今一度、データ集計方法の確認とその見える化、上司による検証を徹底し、公表データの正確性を担保することが望まれる。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 不正・不当利得請求にはいくつかの種類があるため、数値の積み上げ方法が各年度で統一できていなかったため。 〔措置した内容と時期〕 集計方法を統一し、令和6年度報告で修正した数値を報告しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 7 年 6 月 1 0 日現在

監査実施年度	令和 6 年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	48 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市基幹システム運用業務委託(国保年金課所管分) ①予定価格の設定について 価格に関しては、市では設計できない可能性はあるが、他の自治体でも同様のシステム改修が同時期に実施されることが想定されることから、自治体間での情報共有などを活用して価格の妥当性を検討する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 委託業務が特殊性・専門性の高い業務内容であるため、国保年金課で設計することが困難であるため。 〔措置した内容と時期〕 積算内訳作成時には、情報企画課に精査を依頼し、数量や単価の適正性を確認することで、専門性の高い業務内容にも対応できるよう調整した。 また、同規模の自治体で同一システムを使用している事例を調査し、価格妥当性を比較検証することで、独立した積算プロセスを確保することとした。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年6月10日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	48 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市基幹システム運用業務委託(国保年金課所管分) ②落札率について 積算内訳書の段階でどのような検討がなされたかが明確になっていない以上、当該契約に関する落札率100%は異常値であると判断する。参考見積書を作成した業者は、見積合わせにおいても当然に同額での見積書を作成することが想定されることから、積算内訳書の段階で十分に検討を重ねておく必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 委託業務が特殊性・専門性の高い業務内容であるため、市で設計することが困難であるため。 〔措置した内容と時期〕 積算内訳作成時には、情報企画課に精査を依頼し、数量や単価の適正性を確認することで、専門性の高い業務内容にも対応できるよう調整した。 また、同規模の自治体で同一システムを使用している事例を調査し、価格妥当性を比較検証することで、独立した積算プロセスを確保することとした。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年6月10日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	51 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	国民健康保険給付事務機械処理業務委託 ①仕様書の記載について 国民健康保険給付事務機械処理業務委託の仕様書を確認したところ、仕様書に当然に記載されるべき業務名や目的が記載されていなかった。当該仕様書では業務内容は記載されていたが、業務内容の記載文中に使用されている文言が、一般的には理解しがたい文言であった。仕様書の本来の趣旨、目的を認識し、予定価格の設計の適正化の観点からも適切な仕様書を作成、提示する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 一者随意契約の長期化により、発注者と受注者それぞれがこれまでの経験により業務内容を熟知していることが要因。 〔措置した内容と時期〕 仕様書の記載内容については精査を行い、令和7年度の契約より仕様書の記載内容を変更しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年6月10日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	52 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	国民健康保険給付事務機械処理業務委託 ②積算根拠について 予定価格の積算においては、市が予定価格をどのように検証し、設計を行ったのか、その過程を根拠資料として残すべきである。また、在庫数量を継続記録していくことで適正な発注数について市で把握できる体制にも繋がり、発注枚数の精度を高めることで支出削減に寄与すると考えられる。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 予定価格の積算において、在庫枚数の確認等は行っていたものの、根拠資料として記録に残していなかった。 〔措置した内容と時期〕 令和7年度より在庫枚数を継続記録するよう変更し、発注の精度を高めるよう適正に対応しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年6月10日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	52 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	国民健康保険給付事務機械処理業務委託 ③個人情報取扱特記事項にある秘密保持等に関する誓約書の徴求について 契約書の(別記)個人情報取扱特記事項第4条(3)では、「受注者は、この契約による業務に従事する者に秘密保持等に関する誓約書を発注者に提出しなければならない。」とされている。この点、監査を実施している中で、提出のなされていない契約が散見されたことから、今後の契約の際には、規定による誓約書の徴求の徹底が必要である。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 個人情報取扱特記事項の中で、誓約書の提出を求めていることを認識していなかったため。 〔措置した内容と時期〕 個人情報取扱特記事項の記載内容については所管部署で精査を行い、令和7年度の契約より記載内容が変更されました。令和7年度は新たな個人情報取扱特記事項に従い、適正に対応しております。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月8日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	55 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る業務委託 ①予定価格調書の作成漏れ 令和5年度の国保被保険者資格情報及び給付情報の管理業務の実施に係る業務委託に関する書類を閲覧したところ、契約書類として必須であるはずの予定価格調書が作成されていなかった。担当者の異動や決裁体制を補完するために、例えばチェックリスト等を作成して確認を徹底する等し、契約事務にかかる運用体制を今一度確認する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 契約に必要な書類の添付を確認する、チェック体制が整っていなかった。 〔措置した内容と時期〕 契約検査課と添付書類等の再確認を行ない、添付書類の漏れがないよう、令和7年度より注意事項をまとめた手引きの作成を行ないました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年6月25日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	58 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	国民健康保険医療費通知書電算業務委託 ①積算根拠について 予定価格の積算においては、市が予定価格をどのように検証し、設計を行ったのか根拠資料を作成、保管すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 単価の妥当性について検討をしていたものの、検討過程の資料は残していなかった。 〔措置した内容と時期〕 令和7年度より積算根拠の内容の確認を徹底し、根拠資料を作成しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年6月25日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	59 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	国民健康保険医療費通知書電算業務委託 ②在庫管理について 用紙(ポストエックスハガキ)は市の在庫であるにもかかわらず在庫管理しているのは業者であり、市が在庫管理しているとは言えない現状である。適切な積算を行うため発注時に在庫数を考慮する必要性を認識し、業者が保管している在庫は市の在庫であるから、市で在庫数の管理、記録をする体制を構築すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 在庫数の確認は行っていたものの、記録としては残していなかった。 〔措置した内容と時期〕 令和7年度より医療費通知の納品時に業者との共有フォルダにて使用枚数をデータで報告してもらう体制を構築した。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 7 年 7 月 8 日現在

監査実施年度	令和 6 年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	62 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	国民健康保険税納税通知書自動封入業務委託 ①封筒の発注管理について 年度の国民健康保険の被保険者数の増減を見積もることが困難なことは理解でき、封筒の適正な発注数を割り出すことは難しいと考えるが、発注の精度を高めることは支出削減に繋がるものである。適正な発注数算定のため現状適用しているルールを見直すことで適切な発注管理に努め、在庫を削減できる体制を構築すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 国民健康保険税納税通知書自動封入業務委託の封筒の発注については、不足が無いよう発注してきたため。 〔措置した内容と時期〕 令和 7 年度から封筒の適切な在庫管理に努め、在庫を削減するために、委託業者に 9 月と 3 月年 2 回在庫確認を行ない、これを基に発注数の算定を行う体制を整えました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 7 年 7 月 8 日現在

監査実施年度	令和 6 年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	62 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	国民健康保険税納税通知書自動封入業務委託 ②仕様書の記載について 納品日スケジュールは毎月異なる等により仕様書に具体的記載が難しい場合であっても、例えば、参考として前年度の納品日等を記載することや、大まかな納品回数やおおよその時期等については記載できるはずである。仕様書の本来の趣旨、目的を再度認識し、仕様書に曖昧な記載がないよう工夫が必要である。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 納税通知書自動封入業務委託は、例年行なっている業務のため、仕様書の記載について見直すことがなかった。 〔措置した内容と時期〕 令和 7 年度からは、仕様書の記載について見直しを行ない、封入作業納期について、納品回数や予定納期の時期を記載するよう変更しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月8日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	65 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	COKAS－i国保システム改修業務委託 ①積算根拠について システム改修業務の場合、例えば、過去に同程度の改修実績があればその実績をもとに追加検討を踏まえた過程を明記し積算資料とすることや、市のシステム担当部署と内容及び金額の妥当性を検討協議した過程を記録として残すことで、市が予定価格をどのように検討・検証し、設計を行ったのかを確認できる資料を作成、保存すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 委託業務が、特殊性・専門性の高い業務内容であるため、国保年金課でシステム改修の積算をすることが困難なため。 また、過去の改修実績を参考にし、担当部署との改修内容や費用の妥当性について協議を行ってきたが、検討過程の資料は残していなかった。 〔措置した内容と時期〕 過去に同様のシステム改修があれば、改修費用の積算資料とすることや、情報企画課に精査を依頼し、改修の内容及び金額の妥当性を確認することで、専門性の高い業務内容にも対応できるよう調整を行いました。また、令和7年4月より検討過程の資料の作成、保存を行うよう徹底しました。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の対応が適当であると判断したもの)

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 健康づくり推進課
報告書ページ	71 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	保健事業 ①特定健診の受診率向上にあたってインセンティブ事業の導入について 受診率向上施策として、県内他市も含めて、ポイントや物品等の贈呈によるインセンティブ導入を行っている自治体も見受けられる。市でも、ポイント事業は実施しているが、特定健診受診者の中から抽選で物品等を贈呈する等のインセンティブ事業は行っていない。予算の都合もあるが、今後、受診率向上施策の一つとしてご検討頂きたい。		
現行の対応を継続する理由	現在、特定健診は健診を受けるとポイントが付与される県のポイント事業を活用しており、他にも地域で健康づくり競争(共創)チャレンジの取組を行い、地域の健康増進の推進を行っています。 インセンティブの取り組みは、一過性ではなく、継続的に実施していく必要があることから考えておりません。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 健康づくり推進課
報告書ページ	71 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	保健事業 ②若年時からの生活習慣病予防対策について 若年者対策としては、特定健診の年齢引き下げの方向もあるが、まずは、「一般健康診査対象者拡大事業」を強化し、データを活用し、該当者に積極的に受診勧奨や保健指導を行い、若年時から生活習慣病予防に取り組む体制を構築することをご検討頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 40歳未満の若年の生活習慣病重症化予防の対策は、30・35歳の国保日帰り人間ドックの受診勧奨と、受診の結果メタボリックシンドローム該当者に保健指導を実施しております。 〔措置した内容と時期〕 国保加入者を含む40歳未満の市民が対象の一般健康診査対象者拡大事業について、継続的に県に申請し実施していきます。また、令和7年度から、受診結果から生活習慣病のリスクが高い方に、保健指導を行い、生活習慣病の予防を図ってまいります。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の対応が適当であると判断したもの)

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 健康づくり推進課
報告書ページ	72 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	保健事業 ③糖尿病性腎症化予防委託事業について 現在実施されている特定保健指導を強化し、対象者の住む地域のかかりつけ医療機関等と連携しながら実施することで、より事業の効果が得られるのではないかと考える。		
現行の対応を継続する理由	本事業は、週1回、3か月のスケジュールで効果的に運動習慣が身につくプログラムを実施する運動施設であると判断し、業務を委託しております。 また、対象者には主治医の意見書を提出いただき、安心して安全に運動指導が受けられる体制としています。 今後も、継続し実施してまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 健康づくり推進課
報告書ページ	73 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	保健事業 ⑤保険者努力支援制度について 特定保健指導実施率は、実施率が低い状況が継続しており、その原因を徹底分析し、より踏み込んだ対策を講じることが必要である。特定保健指導実施が良好であれば、メタボリックシンドローム該当者等の減少にもつながり、若年者対策を強化することで、40歳に達した時点での該当者等の新規増加も抑制され则认为られるためご留意頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 令和5年度法定報告特定保健指導の年代別実施率は、40代が14.8%、50代が12.8%、60代が16.1%、70代が9.2%であり、40・50代と70代が低い状況でした。特定保健指導を拒否する理由は「病院を受診中である」が19%、「忙しい」が15.9%であることから、比較的若い40・50代は仕事などで忙しく平日に連絡がつかない状況にあると考えられます。 また、70代はかかりつけ医がある方が多いこと、保健指導による生活習慣の変化がフレイルをもたらす恐れがあることから優先順位を低くし、勧奨を控えたことが受診率低下の原因と捉えております。 〔措置した内容と時期〕 令和7年度から、働き盛りの忙しい40・50代に対し、ICTを活用した、休日や夜間にも対応可能な遠隔面談ができる特定保健指導を実施します。70代には、積極的に勧奨を行い、特定保健指導の実施率向上を図ります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 7 年 7 月 1 1 日現在

監査実施年度	令和 6 年度	対象部局等	健康福祉部 健康づくり推進課
報告書ページ	79 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託 ①業務が未実施となった場合の取り扱いについて 仕様書に記載されている「実施回数が不足していても全額の支払いを行う」という点については、条件を再度検討し、具体的かつ詳細に記載する必要あると考える。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 委託業者は、個別指導実施の事前に、器具・人材・打合せ等の準備を行っていることから、全額を支払うものとしており、事業中止の理由や詳細な条件を仕様書に明記していないことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 令和 7 年度から当業務委託の仕様書は、委託金の支払いについて「実施した回数分支払うものとする。」とし、「参加者の都合で未実施となった分については、器具・人材等の準備を行っている場合に限り全額委託料を支払うこととする。」と条件を明記し契約締結しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 健康づくり推進課
報告書ページ	82 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	福島市国民健康保険特定健康診査(個別健診)業務委託 ①契約保証金の記載について 当該業務委託契約書を確認したところ、契約保証金について特段記載がなかった。契約保証金については契約書において記載事項となっており、随意契約で契約保証金が減免される場合であっても契約書上に「契約保証金は免除する」等を明記すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 随意契約における契約保証金について、福島市財務規則の理解と確認不足が原因でした。 〔措置した内容と時期〕 契約保証金の免除について、令和7年度4月1日業務委託契約書に明記し契約締結しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 健康づくり推進課
報告書ページ	86 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	特定健診未受診者対策事業業務委託 ①契約保証金の記載について 当該業務委託契約書を確認したところ、契約保証金について特段記載がなかった。契約保証金については契約書において記載事項となっており、随意契約で契約保証金が減免される場合であっても契約書上に「契約保証金は免除する」等を明記すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 随意契約における契約保証金について、福島市財務規則の理解と確認不足が原因でした。 〔措置した内容と時期〕 契約保証金の免除について、令和7年度5月1日業務委託契約書に明記し契約締結しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 健康づくり推進課
報告書ページ	91 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	福島市国民健康保険日帰り人間ドック助成事業業務委託 ①契約保証金の記載について 当該業務委託契約書を確認したところ、契約保証金について特段記載がなかった。契約保証金については契約書において記載事項となっており、随意契約で契約保証金が減免される場合であっても契約書上に「契約保証金は免除する」等を明記すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 随意契約における契約保証金について、福島市財務規則の理解と確認不足が原因でした。 〔措置した内容と時期〕 契約保証金の免除について、令和7年度7月1日業務委託契約書に明記し契約締結しました。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の対応が適当であると判断したもの)

令和7年7月23日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 長寿福祉課
報告書ページ	106 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	福島市の介護保険事業の状況 ①補助金(保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金) 福島市の両交付金の評価指標の県内順位は改善傾向にあるが、県内の中核市である郡山市及びいわき市の令和5年度の得点及び県内順位は下のおりであり福島市を上回っている。3市とも1号被保険者数は7万人から8万人程度で同規模であるが得点には開きがあるため、弱点の分析を行い、改善を図るように施策を実施する必要がある。		
現行の対応を継続する理由	介護予防・日常生活の推進においては「データを活用しての課題の把握」やアウトリーチ等の取り組みなど、評価結果が低い項目については改善を図りながら引き続き事業に取り組んでまいります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	122 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	ケアプラン点検事業 ①随意契約理由について 随意契約理由では、「市で求めている業務内容を執行できる業者が当該業者のみであることから当該業者と契約するものである。」と記載されている。この場合、市で求めている業務内容とは何か、当該業務内容が特殊であり、受託者以外では当該業務ができないことの記載が不十分であることから更に具体的な記載をすべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 随意契約理由の記載が誤解を招く表現であったため。 〔措置した内容と時期〕 文言を整理し「市が求めている業務内容」を明確にしました。 令和7年度契約から実施済み。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	122 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	ケアプラン点検事業 ②参考見積書について 担当課では前年の単価で計算されていることは認識しており、合計金額の確認は行っていると思われるが、その他の構成要素についても詳細に検討し、記載内容に疑義が生じた場合は、参考見積書を作成した相手先に確認し、必要に応じて適時に修正しておく必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 郵便料金の記載に誤りがあったが、計算する単価の記載は正しかったため、合計金額に影響がなく見落としてしまった。 〔措置した内容と時期〕 記載内容及びその他の構成要素についても、誤りがないか確認しました。 令和7年度契約から実施済み。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	125 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	要介護認定調査業務 ①調査単価について 適用すべき単価に誤りは生じていないと思われるが、請求者の区分誤りであれば訂正後の実績報告書を入手するか、入手済の実績報告書を訂正し、その顛末を記載する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 実績報告書における記載上の区分誤りがあった。市で受け取った後、内容の確認時に誤りに気付いたが、区分の訂正に漏れが生じた。 〔措置した内容と時期〕 令和7年4月に実績報告書を指摘のとおり訂正しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	128 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	指定市町村事務受託法人による要介護認定調査業務 ①予定価格の算定について 市では、契約締結にあたり契約相手予定者から参考見積書を入手し、業務に係る提案価格を把握している。一方、参考見積書に基づいて予定金額の積算内訳書を作成し、項目別に金額を算定し、予定価格を算定している。実際の契約に当たっては、予定価格以下となっていることから影響はないとも言えるが、積算する場合にはその内容を確認しておく必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 参考見積書徴収時に積算根拠まで確認していなかった。 〔措置した内容と時期〕 令和6年度より参考見積書徴収時に積算根拠の内容の確認を徹底した。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 7 年 7 月 1 1 日現在

監査実施年度	令和 6 年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	128 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	指定市町村事務受託法人による要介護認定調査業務 ②複数回の見積合せについて 見積合せの実施に当たっては、入札予定業者に対して見積書記載金額に消費税が含まれるか否かの確認を徹底していただきたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 入札時消費税抜きとすべきところが税込みとなっていた。 業者への周知が不足していた。 〔措置した内容と時期〕 第1回見積合せ後、見積書に記載する金額は消費税抜きとなることの周知を図った。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	131 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	介護保険認定支援システム再構築(更新)業務委託 ②委託料の検討結果について 積算表に基づいて予定価格が設定されているが、積算表と予定価格は同額であり、検討した経緯が明確になっておらず、当該金額が適正水準となっているかどうか、業務コストの削減努力が行われたかの検討経緯が不明である。市の内部にはシステム関係部署があることから、当該部署の意見を徴取する等の検討があっても良かったのではないかとと思われる。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 委託業務が特殊性・専門性の高い業務内容であるため、介護保険課で委託料の検討を行うことが困難であったため。 〔措置した内容と時期〕 システム担当課の情報企画課と協議しながら、適切な契約の締結に努める。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	132 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	介護保険認定支援システム再構築(更新)業務委託 ③確認結果について 今回の業務委託では、何をもって業務が完了したことを確認したかが明確となっていない。当該委託業務はシステムが予定したとおりに稼働することが重要であることから、何をもって業務完了を確認するかを検討し、明確にしておく必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 業務委託完了時に完成図書を成果品として提出されているが、業務が完了したことを確認したテスト計画手順書及びデータ反映作業チェックシートが漏れていた。 〔措置した内容と時期〕 令和5年度完成図書へ書類を追加しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	134 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	介護保険システムホスティングサービス ①仕様書の記載内容について 仕様書では、サービス提供に関連する図書等を作成し、発注者に紙面により2部提出と記載されているが、提出図書(システム運用マニュアル)はシステム内に保存されていた。少なくとも現行の仕様書と実態とが乖離している部分がないかどうかの確認は必要である。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 システム運用マニュアルの提出方法を紙媒体での提出からシステム内の保管に変更した際に、仕様書の該当箇所の変更が漏れていた。 〔措置した内容と時期〕 令和7年度の仕様書を作成する際に、実態と表記を合わせる修正を行った。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書 (現行の対応が適当であると判断したもの)

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	135 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	介護保険システムホスティングサービス ②積算資料について 予定価格調書は作成されているが、設計金額は前年度契約額であり、その根拠が明確になっていない。仕様書では、サービス共通、基幹サービス、セキュリティ対策サービス、ホスティングサービス、運用サービス、保守サービスなどの項目が記載されていることから、少なくともこれらのサービス毎に金額の妥当性を判断する必要がある。		
現行の対応を継続する理由	仕様書上は各項目(サービス)ごとに分けて記載をしているが、これは要件をわかりやすく整理するために記載している。 ・サービス全体にかかる項目が多数あること ・サーバの仮想化により、複数のシステムでサーバを使用していること ・ミドルウェアやソフトウェアも他システムと共通で利用していること などの理由から金額を分けて算定することが困難である。 なお、令和8年1月よりガバメントクラウドへ移行予定のため、ホスティングサービスの契約は今年度で終了となる。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	140 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	福島市基幹システム運用業務委託(介護保険課所管分) ③書類の保管管理について 主管部署のみで原本を保有していれば足りる文書かどうかを再確認したうえで契約関係の書類を管理する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 主管部署から送付される毎月の業務報告書一式について、送付された全ての書類を保管しており、担当課において真に保管が必要な書類の精査を行っていなかったため。 〔措置した内容と時期〕 主管部署と協議のうえ、令和7年1月分の業務報告書からは担当課で保管が必要な書類のみを送付してもらうこととした。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	143 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	福島市住民情報オンライン・システム関連機器賃貸借 ①書類の具備について 実際に機器が配置され賃貸料相当を負担した部署とは別の部署が契約主管部署になっている場合、実際に費用負担している部署において、契約関係書類をどこまで備え置くかについては、改めて検討する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 契約主管部署で保管している契約書原本と、予算執行課で保管している契約書原本の写しを比較したところ、写しにおいて原本から一部欠落している箇所があった。 〔措置した内容と時期〕 契約書原本を確認し、同一の内容となるよう再度契約書の写しを作成いたしました。今後は原本から欠落が生じないよう対応いたします。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 7 年 7 月 1 1 日現在

監査実施年度	令和 6 年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	146 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	公費負担医療等に関する費用の審査及び支払、主治医意見書作成料の支払 ①総合事業費審査手数料について 合計件数は重複分を調整した結果として過剰に請求してはいないものの、修正した履歴が残っていない。相違する件数、現行の単価から影響は限定的ではあるものの、修正履歴は残しておく必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 各サービス件数の合計ではなく、合計件数に単価を掛けた金額で確認していたため。 〔措置した内容と時期〕 修正履歴は市側にはないこと及び事業所からの重複請求以外で各サービス件数の合計と集計上の合計に相違が出たことは今までないと福島県国民健康保険団体連合会から回答を得たことから、帳票に「事業所が重複請求をすることがあるため、各サービス件数の合計≠集計上の合計となる」と記載した。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の対応が適当であると判断したもの)

令和7年7月11日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 介護保険課
報告書ページ	146 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	公費負担医療等に関する費用の審査及び支払、主治医意見書作成料の支払 ②主治医意見書作成料の支払について 令和5年度4月処理の主治医意見書料支払明細一覧表の内容は、意見書作成日が前年度2月から3月となっている。福島県国保連合会の請求に応じた支払となっているが、出納整理期間内に支払が完了することも可能であるため、発生年度内の支払になるように検討する必要がある。		
現行の対応を継続する理由	医療機関から福島県国民健康保険団体連合会への請求は年度請求の取り扱いではないため、引き続き福島県国民健康保険団体連合会で集約した結果に基づく請求により支払いを継続します。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の対応が適当であると判断したもの)

令和7年7月23日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 長寿福祉課
報告書ページ	158 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	福島市地域包括支援センター運営事業・介護予防事業業務委託 ①随意契約の理由について 地方自治法施行令167条の2第1項第2号は特命随意契約(一者随意契約)の場合に多く適用される条文であるが、福島市内に居宅介護支援事業所が令和6年9月時点で89施設(うち、休止中が4施設)あることを勘案すると、地方自治法施行令167条の2第1項第2号を適用することについては再度検討する必要がある。		
現行の対応を継続する理由	現在の地域包括支援センターが今まで培ってきた実績や地域住民・関連機関と構築してきた信頼関係を考慮すると、現状では最も適した事業者であり、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約が適当であると考えております。		

包括外部監査の結果に係る検討報告書
(現行の対応が適当であると判断したもの)

令和7年7月23日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 長寿福祉課
報告書ページ	163 ページ	指摘・意見の別	意見
意見の内容	福島市地域包括支援センター運営事業・介護予防事業業務委託 ③委託料の算定方法及びセンターの評価について 実際に委託料の算定方法を見直す場合には、件数のみならず1件ごとに要した時間や当該業務に従事したセンター職員の人数、分類の細分化等も勘案しながら、受託者にとって納得感の得やすい算定方法を検討する必要がある。		
現行の対応を継続する理由	全ての地域で均質な福祉サービスを提供できるよう、引き続き、国において配置が定められている3職種(保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等)のほか、認知症地域支援推進員、その他職員等の必要人数分と事務費により算定して参ります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 7 年 7 月 23 日現在

監査実施年度	令和 6 年度	対象部局等	健康福祉部 長寿福祉課
報告書ページ	181 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	福島市地域包括支援センター運営事業・介護予防事業業務委託 ④センター運営に対する指導及び管理について 住民が高品質かつ均質な保健医療サービス及び福祉サービスを受けられセンター設置趣旨を達成できるように、市が受託事業者に対して、センター運営についてより一層指導及び管理していくべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 本市のセンターに対する指導不足やセンター職員の業務経験の差などにより、各地区の地域包括支援センターで同一のサービスが提供できていないと考えている。 〔措置した内容と時期〕 毎年度当初に全地域包括支援センターを対象に実施している事業説明会において、改善点の周知や好事例の紹介を行うなど、センター運営の向上に向けた指導の強化、また、地域の特性に応じた質の高い取組みにつながるよう、センターには研修等の周知を行い、事業の実施状況を実績報告書等により確認することを実施します。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月23日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	健康福祉部 長寿福祉課
報告書ページ	182 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	福島市地域包括支援センター運営事業・介護予防事業業務委託 ⑤実績報告書の添付資料について 添付書類の添付は必須とすることが望ましく、全ての添付書類を徴求することが受託事業者の過大な負担となるのであれば、こういった場合にどういった書類を徴求するのかについて市が規則を明確化したうえで、当該規則を厳格に運用することで事業者間の公平性を確保する必要がある。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 添付書類に対する認識が不足していたことが原因です。 〔措置した内容と時期〕 添付書類の必要性について所属内で周知しました。 また、令和7年4月に開催した地域包括支援センター事業説明会において、仕様書にある添付書類は必ず添付するよう事業者に対し指導しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月8日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	191 ページ	指摘・意見の別	意見
指摘等の内容	保険料徴収事務及び滞納者への対応 ①短期証廃止に伴う今後の滞納者への対応 担当部署では福島県後期高齢者医療広域連合からの指導の下、今までと同じように、滞納者については一定の期間で通知を行う予定であると確認しているが、今後は短期証廃止に伴う滞納者への債権管理について、納税課と十分な連携を取り、慎重に対応して頂きたい。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 後期高齢者医療制度の短期証については、福島市として担税力があり、かつ納付相談に応じない方を対象としてきたところです。また、短期証の発行に至らなかった滞納者についても納税課において催告書の発送や滞納処分を行っており、適正に対応してきたところです。 〔措置した内容と時期〕 令和6年12月2日から健康保険証とマイナンバーカードの一体化により、短期証は廃止となりました。このことから、厚労省より各県後期高齢者医療広域連合宛て「後期高齢者医療の保険料を滞納している被保険者に対する措置の取扱いについて」の通知が発出されました。この通知を受け、福島県後期高齢者医療広域連合より、県内市町村へ滞納被保険者と接触する機会を確保することにより保険料の適正な収納を図るため、1年以上滞納している滞納者に対し収納対策を講ずる旨の通知及び指導がありました。内容は、厚労省通知をふまえ「納付勧奨のための通知を概ね3か月に1度の頻度で行う」ものであります。 上記について、納税課と協議を行い、対象者へ納税課から年2回の差押警告書が発出されていることから、国保年金課からは年2回の納付相談のお知らせを発送し、1年以上滞納のある滞納者へ年4回納付勧奨を行うこととしました。短期証廃止後は、既に令和7年1月と5月に通知を発送したところであり、今後も年4回の納付勧奨となるよう対応して参ります。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月8日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	194 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	後期高齢者医療市町村システムホスティングサービス ①仕様書記載内容の見直し 今後は一律に書面で提出と記載するのではなく、実態に即した仕様書を作成し、提出を受けるべき書類が漏れなく受領できているのか検証を徹底すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 実態に即した見直し及び変更を行っていなかったため 〔措置した内容と時期〕 令和7年度の仕様書では実態に即し、「データにより発注者に提出する」との記載内容に変更致しました。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和 7 年 7 月 8 日現在

監査実施年度	令和 6 年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	195 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	後期高齢者医療市町村システムホスティングサービス ②個人情報取扱特記事項に記載する誓約書の受領漏れ 後期高齢者医療市町村システムホスティングサービス業務では仕様書の別紙として、個人情報取扱特記事項を添付している。これは、委託先が膨大な個人情報に触れるために、個人情報を適切に取り扱うために交わす書面となっている。この個人情報取扱特記事項に「受注者は、この契約による業務に従事する者に秘密保持等に関する誓約書を発注者に提出しなければならない」と記載があるが、実際には誓約書を受領していなかった。 ただし、個人情報取扱特記事項の最後には、個人情報を取り扱う業務の委託の実態に即して、適宜、必要な書類を増加し、又は不要な事項を省略するものとするという文言があるため、委託する業務の内容に応じて省略することもできる。 今後は、まず所管部署で個人情報取扱特記事項の記載内容を精査したうえで、誓約書を一律で入手するように全庁へ指示を出すのか、又は各契約業務において、誓約書の受領を省略することができるのかの判断を各課に委ねるのか十分に検討すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 個人情報取扱特記事項の中で、誓約書の提出を求めていることを認識していなかったため 〔措置した内容と時期〕 個人情報取扱特記事項の記載内容については所管部署で精査を行い、令和 7 年度の契約より記載内容が変更されました。令和 7 年度は新たな個人情報取扱特記事項に従い、適正に対応しております。		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和7年7月8日現在

監査実施年度	令和6年度	対象部局等	市民・文化スポーツ部 国保年金課
報告書ページ	198 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	後期高齢者医療制度市町村システム業務委託 ①個人情報取扱特記事項に記載する誓約書の受領漏れ 後期高齢者医療制度市町村システム業務委託では仕様書の別紙として、個人情報取扱特記事項を添付している。これは、委託先が膨大な個人情報に触れるために、個人情報を適切に取り扱うために交わす書面となっている。この個人情報取扱特記事項に「受注者は、この契約による業務に従事する者に秘密保持等に関する誓約書を発注者に提出しなければならない」と記載があるが、実際には誓約書を受領していなかった。 ただし、個人情報取扱特記事項の最後には、個人情報を取り扱う業務の委託の実態に即して、適宜、必要な書類を増加し、又は不要な事項を省略するものとするという文言があるため、委託する業務の内容に応じて省略することもできる。 今後は、まず所管部署で個人情報取扱特記事項の記載内容を精査したうえで、誓約書を一律で入手するように全庁へ指示を出すのか、又は各契約業務において、誓約書の受領を省略することができるのかの判断を各課に委ねるのか十分に検討すべきである。		
講じた措置の内容	〔当該事項が発生した原因〕 個人情報取扱特記事項の中で、誓約書の提出を求めていることを認識していなかったため 〔措置した内容と時期〕 個人情報取扱特記事項の記載内容については所管部署で精査を行い、令和7年度の契約より記載内容が変更されました。令和7年度は新たな個人情報取扱特記事項に従い、適正に対応しております。		